

県有財産の一般競争入札説明書

(県有財産 令和8年10月2日付け公告分)

入札に参加される方は、物件調書等をよくお読みのうえ、参加してください。

- 入札は、申請から入札までを郵送によって行います。
- 入札に参加を希望する方は、事前に県有財産一般競争入札参加申請書を提出していただく必要があります。
(受付期間：令和8年10月2日（金）から令和8年10月30日（金）まで）（必着）
- 入札に関する用紙は必ず11ページから15ページをコピーして使用してください。

なお、本説明書内の用紙は申請者が単独の場合の様式になっていますので、申請者が連名の場合は、県土整備局県土整備経理課まで事前に別途お問い合わせください。

神奈川県

県土整備局事業管理部県土整備経理課

県土整備局事業管理部用地課

目次

1	入札物件一覧表	3
2	入札に参加することができない者	3
3	契約を締結することができない者	3
4	入札参加申請	3
5	現地説明会	4
6	入札保証金	4
7	入札に係る質問について	4
8	入札期限及び提出書類	5
9	入札書の注意事項	5
10	開札	5
11	入札の無効	6
12	落札者の決定	6
13	再度の入札	7
14	契約の締結及び契約保証金	7
15	売買代金の支払方法	7
16	所有権の移転及び費用負担	7
17	その他の注意事項	8
18	入札結果の公表	8
19	問合せ先等	9
20	様式集	10
21	記載例	16
22	県有財産売買契約書案	24
23	物件調書	28
24	カレンダー	31

1 入札物件一覧表

物件 番号	物件名 所在地(地番)	地目等	土地：地積 (㎡：実測)	予定価格 (円)
1	旧県土整備事業用地（座間市相模が丘）	宅地 山林	69.10	10,100,000
	座間市相模が丘5丁目927番1、927番14			

※ 物件の詳細については、28 ページ以降の物件調書をご覧ください。

※ これらの物件に係る売買契約は、非課税取引です。

※ 今後、物件番号1について、入札中止、内容変更をすることがあります。

2 入札に参加することができない者

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者
- (2) 地方自治法第238条の3の規定に該当する者

3 契約を締結することができない者

神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第2条第2号から第5号に該当する者及びこれらの者と密接な関係を有する者（以下「暴力団等」という。）

4 入札参加申請

入札に参加を希望する方は、事前に県有財産一般競争入札参加申請書を提出していただく必要があります。

- (1) 提出期間

令和8年10月2日（金）から令和8年10月30日（金）まで **（必着）**

※書留、簡易書留、レターパック等の郵送記録が確認出来る送付方法にて送付してください。

※持参による提出はできません。

- (2) 提出書類（提出部数1部）

県有財産一般競争入札参加申請書（以下「申請書」という。）

（用紙は必ず本説明書の11ページをコピーして使用してください。）

また、申請者が連名の場合は、事前に別途お問い合わせください。

- (3) 提出方法

提出期間内に、提出書類を「19 問合せ先等」の「(1) 入札手続に関する問合せ先及び入札書類の送付先」に送付して（必着）ください。

なお、持参による提出はできません。

- (4) 参加申請後

申請を受け付けた場合は、「19 問合せ先等」の「(1) 入札手続に関する問合せ先及び入札書類の送付先」から、次の書類を送付しますので、令和8年 11 月 9 日（月）までに書類が届かない場合は、「19 問合せ先等」の「(1) 入札手続に関する問合せ先及び入札書類の送付先」までご連絡ください。

ア 申請書（写し）

イ 「歳計外現金納付書・領収書」

(5) 連名による入札参加申請後の辞退

連名による入札参加申請の場合、一部の方のみの辞退は認められません。申請者のどなたかが入札参加を辞退する場合は、申請者全員の連名により入札期限までに辞退届（任意様式）を提出する必要があります。

5 現地説明会

物件の現地説明は、次のとおり行います。

実施場所：座間市相模が丘 5 丁目 927 番 1、927 番 14

実施日時：令和8年 10 月 16 日（金）14 時 00 分から 15 時 00 分

※ 現地には公共交通機関でお越しください（駐車スペースの確保はしていません。）。

※ 入札説明書は現地では配布しないので、必要に応じて各自持参してください。

※ 荒天の場合の説明会の実施の有無は、当日午前中までに県用地課HPに掲載予定です。

6 入札保証金

入札保証金の納付方法及び還付方法については、次のとおりですのでご注意ください。

- (1) 「19 問合せ先等」の「(1) 入札手続に関する問合せ先及び入札書類の送付先」から送付する「歳計外現金納付書・領収書」で、予定価格の 100 分の 5 以上の入札保証金を指定金融機関等に納付し、「歳計外現金納付書・領収書」の写しを入札書と一緒に入札期限までに郵送記録が確認出来る送付方法で送付してください。

その他の方法については神奈川県財務規則によります。

- (2) 入札保証金の還付請求は、「入札保証金返還請求書」を、入札書と一緒に開札の前に送付いただくか、又は開札後に送付してください（用紙は必ず本説明書の 12 ページをコピーして使用してください。）。

※ 落札者が納付した入札保証金は、申し出により契約保証金に充当することもできます（7 ページ「14 契約の締結及び契約保証金」参照）。

※ 落札者が期限までに契約を締結しない場合は、落札はその効力を失い、落札者が納付した入札保証金は、県に帰属することになります。

※ 落札者以外の者が納付した入札保証金は、落札決定後、県が所定の手続きを行った後に指定された口座へ振り込みます（開札日から 6 週間程度の日数を要します。）。

7 入札に係る質問について

- (1) 受付方法：電子メールにて、以下のメールアドレスまで送付してください。

件名：「県有財産売払い入札案件に係る問合せ」

宛先 : zaisan.ke7a@pref.kanagawa.lg.jp

(2) 受付期間

令和8年10月2日（金）から令和8年11月13日（金）17時まで

（ただし、入札参加申請に係る質問は令和8年10月29日（木）17時まで）

※ 受付期間後に到着した質問につきましては、原則回答いたしません。

※ 入札参加申請を行う者（予定を含む。）のメールアドレスから送信してください。

(3) 回答方法：質問受付後、電子メールにて質問者宛に随時回答いたします。

8 入札期限及び提出書類

入札をする場合は、入札期限までに「19 問合せ先等」の「(1) 入札手続に関する問合せ先及び入札書類の送付先」に以下の書類をご郵送ください。

なお、持参による提出はできません。

入札期限：令和8年11月27日（金） **※必着**

※郵送記録が確認出来る送付方法にて送付してください。

提出書類	説明
入札書	用紙は必ず本説明書の13ページをコピーして使用してください。
申請書の写し	県が受付印の欄に押印した申請書の写しを郵送してください。
入札保証金納付書の領収書（「歳計外現金納付書・領収書」）の写し	別途送付する「歳計外現金納付書・領収書」により納付してください。 <u>原本は郵送しないでください。</u>
入札保証金返還請求書	入札保証金を返金する際に必要になります。用紙は必ず本説明書の12ページをコピーして使用してください。 入札書と一緒に開札の前に郵送いただくか、又は開札後にご郵送ください。

9 入札書の注意事項

- (1) 入札書（用紙は必ず本説明書の13ページをコピーして使用してください。）に必要な事項をボールペン（消せるボールペンは不可）又は万年筆で記載し、記名の上、必ず中封筒に封入し、送付してください。
- (2) 入札金額は、入札書に右詰めで、算用数字で表示し、最初の数字の前に「¥」を記入してください。また、金額については、訂正できません。
- (3) 申請者が連名の場合は、事前に別途お問い合わせください。
- (4) 事由のいかんにかかわらず提出した入札書の差換え、変更又は取消しをすることはできません。

10 開札

開札日時及び場所は次のとおりです。

また、入札期限までに郵送された入札書により開札を行いますので、申請者による立会いは不要ですが、開札の立会いを希望される場合は、次の日時・場所に直接お越しください。

※身分証明書（免許証等）をお持ちの上、県有財産一般競争入札参加申請書に記載する申請者本人がお越しください（申請者本人以外は立ち会うことができません。）。

開札日時 令和8年12月4日（金） 午後1時30分

開札場所 神奈川県庁本庁舎地下1階第014会議室（住所 神奈川県横浜市中区日本大通1）

11 入札の無効

次の各号に該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札に参加することができない者がした入札
- (2) 入札の前に入札保証金を納付していない者の入札
- (3) 中封筒に封入されていない入札書を提出した入札
- (4) 入札書の記載事項が不明な入札、入札書に申請者の記名のない入札、記載すべき事項の記載のない入札
- (5) 金額欄に金額のないもの、金額が読みとれないもの、金額が訂正してあるもの、金額の最初の数字の前に「¥」の記入がないものなど、入札金額が不明な入札書を提出した入札
- (6) 条件を付した入札書を提出した入札
- (7) 1物件につき、1人で2通以上の入札書を提出した入札
- (8) 1物件につき、1人で他人の代理も兼ねて参加した者又は1人で2人以上（複数者による共同所有を希望する場合を除く。）の代理をした者の入札
- (9) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正な利益を得るために連合した者の入札
- (10) 申請者及び法人役員が暴力団等に該当する者の入札
- (11) 前各号に定めるもののほか、この説明書に記載する入札に関する条件に違反した入札

12 落札者の決定

- (1) 県の予定価格以上の価格で最高の価格をもって有効な入札をした申請者を落札候補者とします。ただし、最高額の入札をした者が2人以上あるときは、申請者が立会う時は当該申請者、立会者がいない場合は入札に関係ない神奈川県職員にくじを引かせて落札候補者を決定します。

落札候補者には、落札候補者の決定通知を令和8年12月11日（金）までに送付します。

- (2) 落札候補者は、次のものを令和8年12月18日（金）までに、「19 問合せ先等」の「(1) 入札手続に関する問合せ先及び入札書類の送付先」に送付してください。

ア 神奈川県暴力団排除条例に係る誓約書

イ 履歴事項全部証明書（法人の場合（日本国内に商業登記がない外国法人の場合は、本国の管轄官庁が発行する証明書及びその日本語訳文）又は住民票（個人の場合）

※ 神奈川県暴力団排除条例に係る誓約書の用紙は、必ず本説明書の14～15ページをコピーして使用してください。

※ 提出書類は、開札日以後に発行されたものとしてください。

※ 期限までに書類の提出が無い場合は、落札候補者の入札を無効とします。

- (3) 県は警察本部に落札候補者及び法人役員が暴力団等に該当するかを照会し、その結果、該当し

ない場合は、落札候補者を落札者として決定します。

一方、落札候補者及び法人役員が暴力団等に該当する場合は、落札候補者の入札を無効とし、書面にてその者に通知します。

なお、落札者に対しては、落札の決定通知を令和9年1月8日（金）までに送付します。

- (4) 落札候補者の入札無効が確定した場合は、改めて、県の予定価格以上の価格で有効な入札をした申請者のうち、高額で入札した者から、順次、同様の落札者決定の手続きを進めますのでご承知おきください。

13 再度の入札

再度の入札は行いません。

14 契約の締結及び契約保証金

落札者は、落札決定通知のあった日から7日以内に別紙様式の県有財産売買契約書案（24～27 ページ）により契約を締結しなければなりません。落札者が期限までに契約を締結しない場合には、落札はその効力を失い、落札者が納付した入札保証金は、県に帰属することになります。

なお、売買契約締結までに、売買代金の100分の10に相当する金額以上の「契約保証金」を県の発行する納付書により納付してください。その際、入札保証金を契約保証金に充当することができます。契約保証金は、契約者が売買代金の支払いを行わないなど、契約者の義務を履行しない場合には、県に帰属することになります。

15 売買代金の支払方法

売買代金の支払方法は、次の2通りの方法がありますので、いずれの方法によるかは落札決定後に申し出てください。売買代金の支払方法については落札者に詳しく説明します。

- (1) 売買代金全額を納付する場合

売買契約締結後、県の発行する納入通知書により発行日の翌日から起算して30日以内に、売買代金全額を納付してください。

※ 契約保証金のほかに、売買代金全額をご用意いただくことになります。売買契約の履行を県が確認した後速やかに契約保証金の還付手続きを行います。

- (2) 売買代金の一部に契約保証金を充当する場合

売買契約締結時にお申し出いただくと、売買代金の一部に契約保証金を充当することができます。従いまして、契約締結後、県の発行する納入通知書により、その発行日の翌日から起算して30日以内に売買代金と契約保証金との差額を納付いただきます。県が納付を確認した後、契約保証金を売買代金に充当する手続きを行います（手続きには1週間程度の日数を要します。）。

※ 納付期限までに契約保証金との差額をご用意ください。

16 所有権の移転及び費用負担

- (1) 売買代金を完納したときに所有権の移転があったものとし、直ちに物件を現状のまま引き渡します。
- (2) 所有権の移転登記は、物件の引き渡し後、県が行います。
- (3) 売買契約書に貼付する収入印紙、所有権の移転登記に必要な登録免許税等、本契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は、落札者の負担となります。

17 その他の注意事項

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本円に限ります（添付・提示書類等が、日本語以外の場合は翻訳文を添えてください）。
- (2) 物件の所有について複数者による共同所有を希望する場合は、入札において共同所有する者全員での申し込みが必要です。あらかじめご相談ください。
- (3) 物件の引渡しは、物件調書に特段の記載のない限り、現状のままで行いますので、物件調書をご参照の上、必ず事前に現地の確認をしてください。
なお、物件調書と現状が異なる場合には現状を優先します。
- (4) 建物を建築するに当たっては、建築基準法、文化財保護法、県、市町村の条例のほか協定等により、指導がなされる場合や開発負担金等が必要となる場合がありますので、関係機関にご確認ください。
- (5) 入札保証金及び契約保証金は、その受入期間について利子をつけません。
- (6) 物件によっては、敷地内にフェンス、塀、柵等が設置されていますが、これらの工作物の補修・改修・撤去・再築造、その費用負担等については、県は対応いたしません。
- (7) 除却工事の対象とした構造物及びそれに付随する構造物以外の地中埋設物調査は実施いたしておりません。物件調書に記載されている地中埋設物以外の地中埋設物が発見されたとしても県は契約不適合責任を負いません。
- (8) 物件によっては、上下水道設備、ガス設備が敷設されていますが、経年劣化による影響等については確認しておりません。これらの敷設設備の補修・移設・改修・撤去・再築造、その費用負担等については、県は対応いたしません。
- (9) 物件及び隣接地の擁壁・直壁・ブロック塀等について、地上及び地中にて境界を越えている場合がありますが、現状引渡しとなりますので、移設・撤去・再築造、その費用負担等については、県は対応いたしません。
- (10) 物件の敷地内、敷地上空、隣接地等に電柱（電信柱・電柱付属物・電線等を含む。）・支線・ゴミ置き場・道路設置物（ガードレール等）・道路標識（カーブミラー等を含む。）等がある場合の移設・撤去等の可否等の取扱いについては、設置者又は管理者等にお問い合わせください。
県ではこれらについて対応いたしません。
- (11) 物件の敷地内（地中を含む。）にゴミ・ガラ・碎石・切り株等が存在する場合がありますが、撤去、その費用負担等については、県は対応いたしません。
- (12) 現状での引渡しのため、現地の除草・伐採、その費用負担等については、県は対応いたしません。
- (13) 物件調書に特段の記載のない限り、土壌汚染及び地盤に関する調査は行っていません。
- (14) 境界確認協議書がある場合は、契約者から交付依頼があった場合に限り、所有権移転後にその写しを原本証明の上お渡しします（原本はお渡ししません）。

なお、道路との境界に関する書面については、県が所有している場合に限り、その写しをお渡しします。

18 入札結果の公表

入札結果の確定後、落札者名、落札金額及び入札者数を県ホームページにて公開しますので、あらかじめご了承ください。よろしくお願いいたします。

なお、落札者が個人の場合は、個人名を非公開とし、落札金額のみを公開します。

19 問合せ先等

(1) 入札手続に関する問合せ先及び入札書類の送付先

県土整備局事業管理部県土整備経理課経理第二グループ

住所：〒231-8588 横浜市中区日本大通 1

電話：(045) 210-6094 (直)

(2) 入札物件に関する問合せ先

県土整備局事業管理部用地課財産管理グループ

住所：〒231-8588 横浜市中区日本大通 1

電話：(045) 210-6154 (直)

※「7 入札に係る質問について」をお読みいただき、電子メールにてご質問ください。

20 様式集

県有財産一般競争入札参加申請書

令和 年 月 日

神奈川県知事 殿

申請者	住 所	
	氏 名 <small>(法人の場合は法人名並びに代表者の役職及び氏名を記載してください。)</small>	

責任者氏名		連絡先	
担当者氏名		連絡先 (電話番号・メールアドレス)	

※ 「責任者」及び「担当者」の職名・氏名・連絡先を明記してください（同じ場合は「同上」と記載）。

県有財産の一般競争入札（県有財産 令和8年 10 月 2 日付け公告分）の一般競争入札に参加したく、申請します。

なお、次の事項については事実と相違ないことを誓約します。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。
- (2) 地方自治法第 238 条の 3 の規定に定められた公有財産に関する事務に従事する者でないこと。
- (3) 入札の参加に当たっては、入札説明書、県有財産売買契約書案及び物件調書の内容を承知した上で参加します。

(注)

連名で入札の参加を申請する場合は、事前に別途お問い合わせください。

受付印

入札保証金返還請求書

令和 年 月 日

神奈川県知事 殿

(申請者) (法人の場合は法人名並びに代表者の役職及び氏名を記載してください。)

住 所

氏 名

責任者氏名

連絡先

担当者氏名

連絡先

※「責任者」及び「担当者」の職名・氏名・連絡先を明記してください (同じ場合は「同上」と記載)。

金 円

ただし、県有財産の一般競争入札（県有財産 令和8年10月2日付け公告分）の入札保証金として納付したので、以下の振込先に振り込んでください。

振込先

金 融 機 関 名	銀行・信用金庫 信用組合・協同組合		本店 支店
預 金 種 別	普通	当座	その他 ()
口 座 番 号 (右 詰 め)			
(フリガナ)			
口 座 名 義 人			

(注)

申請者が連名の場合は、事前に別途お問い合わせください。

入 札 書

令和 年 月 日

神奈川県知事 殿

(申請者) (法人の場合は法人名並びに代表者の役職及び氏名を記載してください。)

住 所

氏 名

責任者氏名

連絡先

担当者氏名

連絡先

※「責任者」及び「担当者」の職名・氏名・連絡先を明記してください（同じ場合は「同上」と記載）。

金額									
十	億	千	百	十	万	千	百	十	円

県有財産の一般競争入札（県有財産 令和8年10月2日付け公告分）の記載内容を承知の上、上記のとおり入札します。

(注)

- 1 必要事項は、ボールペン（消せるボールペンは不可）又は万年筆で記載し、記名の上、ご郵送ください。
- 2 入札金額は、入札書に右詰めで、算用数字で表示し、最初の数字の前に「¥」を記入してください。また、金額については、訂正できません。
- 3 申請者が連名の場合は、事前に別途お問い合わせください。
- 4 事由のいかんにかかわらず提出した入札書の差換え、変更又は取消しをすることはできません。

神奈川県暴力団排除条例に係る誓約書

令和 年 月 日

今般、神奈川県の出有財産の一般競争入札に参加するに当たっては、神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第2条第2号から第5号に該当する者及びこれらのものと密接な関係を有する者に該当しないことを誓約します。

また、神奈川県が、上記内容を確認するため、本様式に記載された情報を神奈川県警察本部に照会することについて異議ありません。

なお、代表者以外に記載した者についても、個人情報の提供及び神奈川県警察本部への照会について本人の同意を得ております。

神奈川県暴力団排除条例（抜粋）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（略）

（2）暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。

（3）暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。

（4）暴力団員等 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。

（5）暴力団経営支配法人等 法人でその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他のいかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同程度の支配力を有するものと認められる者を含む。）のうちに暴力団員等に該当する者があるもの及び暴力団員等が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有する者をいう。

（略）

1 申請者（法人の場合は法人名並びに代表者の役職及び氏名を記載してください。）

住 所

氏 名

責任者氏名

連絡先

担当者氏名

連絡先

※「責任者」及び「担当者」の職名・氏名・連絡先を明記してください（同じ場合は「同上」と記載）。

(フリガナ) 代表者氏名	生年月日 (明治M, 大正T, 昭和S, 平成H)	性別 (男・女)	住 所

2 法人役員（取締役、監査人、監査法人等履歴事項全部証明書に記載されている者）

[illegible]

21 記載例

県有財産一般競争入札参加申請書

令和 年 月 日

神奈川県知事 殿

申請者	住 所	<div>法人の場合は、役職も記載してください</div> ○○株式会社 代表取締役 ○○ ○○
	氏 名 <small>(法人の場合は法人名並びに代表者の役職及び氏名を記載してください。)</small>	

責任者氏名	○○ ○○	連絡先	***-***-***
担当者氏名	○○ ○○	連絡先	***-***-***
		(電話番号・メールアドレス)	***@*.**

※ 「責任者」及び「担当者」の職名・氏名・連絡先を明記してください（同じ場合は「同上」と記載）。

県有財産の一般競争入札（県有財産 令和8年 10 月 2 日付け公告分）の一般競争入札に参加したく、申請します。

なお、次の事項については事実と相違ないことを誓約します。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。
- (2) 地方自治法第 238 条の 3 の規定に定められた公有財産に関する事務に従事する者でないこと
- (3) 入札の参加に当たっては、入札説明書、県有財産売買契約書案及び物件調書の内容を承知した上で参加します。

(注)

連名で入札の参加を申請する場合は、事前に別途お問い合わせください。

受付印

入札保証金返還請求書

令和 年 月 日

神奈川県知事 殿

県有財産一般競争入札参加申請書の
申請者と同じ住所、氏名、連絡先

(申請者) (法人の場合は法人名並びに代表者職及び氏名を記載してください。)

住 所

氏 名

責任者氏名

連絡先

担当者氏名

連絡先

※「責任者」及び「担当者」の職名・氏名・連絡先を明記してください。(同じ場合は「同上」と記載)

金 円

ただし、県有財産の一般競争入札（県有財産 令和8年10月2日付け公告分）の入札保証金として納付したので、以下の振込先に振り込んでください。

振込先

金 融 機 関 名	銀行・信用金庫 信用組合・協同組合								本店 支店
預 金 種 別	普通	当座	その他 ()						
口 座 番 号 (右 詰 め)									
(フリガナ)									
口 座 名 義 人									

(注)

申請者が連名の場合は、事前に別途お問い合わせください。

入 札 書

令和 年 月 日

神奈川県知事 殿

県有財産一般競争入札参加申請書の
申請者と同じ住所、氏名、連絡先

(申請者) (法人の場合は法人名) (代表者の役職及び氏名を記載してください。)

住 所

氏 名

責任者氏名

連絡先

担当者氏名

連絡先

※「責任者」及び「担当者」の職名・氏名・連絡先を明記してください。(同じ場合は「同上」と記載)

金額									
十	億	千	百	十	万	千	百	十	円

県有財産の一般競争入札（県有財産 令和8年10月2日付け公告分）の記載内容を承知の上、上記のとおり入札します。

(注)

- 1 必要事項は、ボールペン（消せるボールペンは不可）又は万年筆で記載し、記名の上、ご郵送ください。
- 2 入札金額は、入札書に右詰めで、算用数字で表示し、最初の数字の前に「¥」を記入してください。また、金額については、訂正できません。
- 3 申請者が連名の場合は、事前に別途お問い合わせください。
- 4 事由のいかんにかかわらず提出した入札書の差換え、変更又は取消しをすることはできません。

神奈川県暴力団排除条例に係る誓約書

令和 年 月 日

今般、神奈川県の出有財産の一般競争入札に参加するに当たっては、神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第2条第2号から第5号に該当する者及びこれらのものと密接な関係を有する者に該当しないことを誓約します。

また、神奈川県が、上記内容を確認するため、本様式に記載された情報を神奈川県警察本部に照会することについて異議ありません。

なお、代表者以外に記載した者についても、個人情報の提供及び神奈川県警察本部への照会について本人の同意を得ております。

神奈川県暴力団排除条例（抜粋）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（略）

（2）暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。

（3）暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。

（4）暴力団員等 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。

（5）暴力団経営支配法人等 法人でその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他のいかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同程度の支配力を有するものと認められる者を含む。）のうちに暴力団員等に該当する者があるもの及び暴力団員等が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有する者をいう。

（略）

1 申請者（法人の場合は法人名並びに代表者の役職及び氏名を記載

住 所

法人の場合は法人名並びに代表者の役職及び氏名を記載してください。

氏 名

責任者氏名

連絡先

担当者氏名

連絡先

※「責任者」及び「担当者」の職名・氏名・連絡先を明記してください（同じ場合は「同上」と記載）。

(フリガナ) 代表者氏名	生年月日 (明治M, 大正T, 昭和S, 平成H)	性別 (男・女)	住 所

2 法人役員（取締役、監査人、監査法人等履歴事項全部証明書に記載されている者）

[illegible]

封筒の記載例

封筒の宛名記載例
(表面) 入札参加申請

入札参加申請書

The diagram shows a rectangular envelope with a blue border. In the top-left corner, there is a box labeled '切手' (Stamp). To its right, the postal code '〒 231-8588' is written, with each digit in its own box. A blue arrow points from the '入札参加申請書' box to the '1' in the postal code. Below the postal code, the address is written vertically: '神奈川県県土整備局事業管理部' (Shizuoka Prefecture Land Development Bureau Project Management Department), '県土整備経理第二グループ' (Land Development Management Second Group), and '宛' (To). In the bottom-left corner, it says '入札参加申請書在中' (Entrusted with bid participation application). On the right side, the recipient's address is written vertically: '横浜市中区日本大通1' (1 Nippon Dori, Naka-ku, Yokohama).

切手

〒 2 3 1 8 5 8 8

神奈川県県土整備局事業管理部
県土整備経理第二グループ 宛

入札参加申請書在中

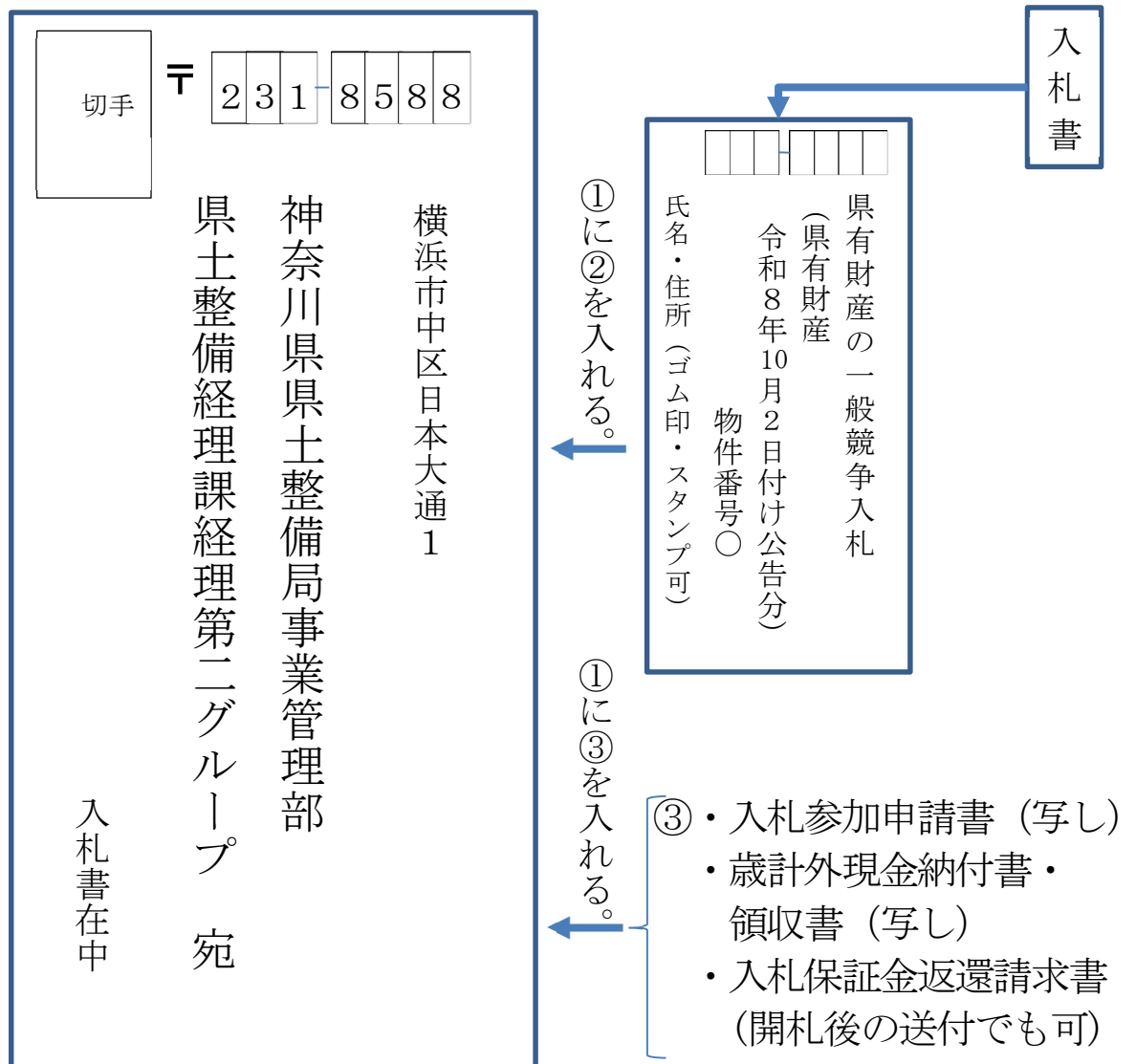
横浜市中区日本大通1

- ※封筒の裏面には差出人氏名・住所を記載してください。
- ※郵送手続きや料金等は発送機関（郵便局等）にお問い合わせください。
- ※住所、宛先は省略せず記載例のとおりにご記載ください。

封筒の宛名記載例 (表面) 入札書提出

(①外封筒：送付用)

(②中封筒：入札書封入用)



※①外封筒には、②中封筒、③入札参加申請書の写し、「歳計外現金納付書・領収書」のコピー、入札保証金返還請求書（開札後の送付でも可）を入れてください。

※②中封筒には、入札書のみを入れて封をしてください。

※①外封筒の裏面には、差出人氏名・住所を記載してください。

※郵送手続きや料金等は発送機関（郵便局等）にお問い合わせください。

※住所、宛先は省略せず記載例のとおりにご記載ください。

22 県有財産売買契約書案

神奈川県知事 黒岩 祐治（以下「甲」という。）と〇〇 〇〇（以下「乙」という。）とは、次の条項により県有財産の売買契約を締結する。

（目 的）

第1条 甲は、その所有する次の県有財産（以下「本物件」という。）を乙へ売り渡し、乙はこれを買
い受ける。

（1）所在地 〇〇〇〇〇

（2）地 目 〇〇

（3）面 積 （実測）〇〇〇〇㎡、（登記簿）〇〇〇〇㎡

（売買代金）

第2条 売買代金は、金＜落札金額＞円とする。

（契約保証金）

第3条 乙は、契約保証金として金＜契約保証金＞円を、この契約締結の日までに甲の発行する納付書
により神奈川県指定金融機関等に納入するものとする。

2 前項の契約保証金は、第16条に定める損害賠償の額又はその一部としないものとする。

3 乙が本契約に定める義務を履行しないときは、第1項の契約保証金は甲に帰属するものとする。

（売買代金の納入）

第4条 乙は、第2条の売買代金を甲の発行する納入通知書により発行日から30日以内に神奈川県指定
金融機関等に納入するものとする。

2 甲において、第3条第1項の契約保証金を第2条の売買代金の一部に充当できるものとする。

（違約金）

第5条 乙は、第2条に定める売買代金の納入を遅延したときは、納入期限の翌日から納入した日まで
の日数に応じ、当該納入金額につき年3.0パーセントの割合で計算した額の違約金を甲の発行する納
入通知書によりその指定する期日までに神奈川県指定金融機関等に納入するものとする。

（所有権移転時期）

第6条 本物件の所有権移転時期は、乙が第2条に定める売買代金を完納したときとする。ただし、前
条により違約金が賦課された場合には、その違約金を完納したときとする。

（登記の嘱託）

第7条 甲は、本物件の所有権移転を確認後、遅滞なく所有権移転の登記を嘱託する。

2 前項の登記に要する登録免許税その他の経費は乙の負担とする。

(売買物件の引渡し)

第8条 甲は、第6条による本物件の所有権の移転と同時に、本物件を現況のままの状態乙に引き渡す。

(契約不適合等)

第9条 乙は、この契約締結後、本物件に土壌汚染、地中埋設物、面積の不足その他この契約の内容に適合しないものがあることを発見しても、本物件の修補その他の履行の追完の請求、売買代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができないものとする。

(不可抗力による契約の終了)

第10条 甲乙双方の責めに帰さない理由により、本物件の引渡し前にこの契約に定める条項の履行が不能となったときは、この契約は直ちに終了するものとし、相互に賠償の責めに任じないものとする。
なお、甲乙両者は、本条により契約が終了したときは、文書を取り交わしてその旨を確認するものとする。

(解 除)

第11条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないときは、何らの催告を要せずこの契約を解除することができる。

2 甲は、神奈川県警察からの通知等に基づき、乙が、神奈川県暴力団排除条例(平成22年神奈川県条例第75号。以下「条例」という。)第2条第2号から第5号まで(以下「暴力団等」という。)に該当すること及び条例第23条に違反したこと並びに暴力団等と密接な関係を有することが判明したときは、この契約を解除することができる。この場合において、解除により乙に損害が生じて、甲はその損害の賠償の責を負わないものとする。

3 甲及び乙は、第22条により両者が協議して定めたときは、この契約を解除することができる。

4 乙は、前3項によりこの契約の解除がなされた場合、既に納入した第2条の売買代金の返還を請求することができる。

5 前項の返還金には、利子を付さない。

(条例の遵守及び用途制限等)

第12条 乙は、条例を遵守し、この契約の締結日から10年間、本物件を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の事務所その他これらに類するものの用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら、本物件を第三者に譲渡し、若しくは本物件について地上権、賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定をしてはならない。

(実地調査等)

第13条 甲は、前条に定める乙の義務の履行状況について随時実地調査を行い、又は乙に対して所要の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

2 乙は、正当な理由なく前項の規定による調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は前項の報告若しくは資料の提出を怠ってはならない。

(用途制限義務及び実地調査等の違反に対する措置)

第 14 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、売買代金の 10 分の 1 に相当する金額を違約金として乙に請求することができる。なお、当該違約金は、違約罰と解釈するものとする。

(1) 第 11 条第 2 項の規定により、甲が契約を解除したとき。

(2) 第 12 条の規定に違反したとき。

(3) 前条第 2 項の規定に違反して正当な理由なく同条第 1 項の規定による調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の報告若しくは資料の提出を怠ったとき。

(暴力団等からの不当介入の排除)

第 15 条 乙は、契約の履行に当たって、暴力団等から不当介入を受けた場合は、遅滞なく甲に報告するとともに、所轄の警察署に通報し、捜査上の必要な協力などをしなければならない。

(損害賠償)

第 16 条 乙は、この契約に違反したために甲に損害を与えたときは、甲の定める損害賠償金を甲に支払う。

(有益費等請求権の放棄)

第 17 条 乙は、第 11 条によりこの契約が解除された場合において、本物件に投じた有益費、必要費又はその他の費用があっても、これを甲に請求しない。

(乙の原状回復義務)

第 18 条 乙は、甲が第 11 条の規定により解除権を行使したときは、甲の指定する期日までに、本物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、甲が本物件を原状に回復させる必要がないと認めたときは、この限りでない。

2 乙は、前項ただし書きの場合において、本物件が滅失又は毀損しているときは、その損害賠償として契約解除時の時価により減損額に相当する金額を甲に支払わなければならないものとする。また、乙の責めに帰すべき事由により甲に損害を与えている場合には、その損害に相当する金額を甲に支払わなければならないものとする。

3 乙は、第 1 項に定めるところにより本物件を甲に返還するときは、甲の指定する期日までに、本物件の所有権移転登記の承諾書を甲に提出しなければならないものとする。

(費用の負担)

第 19 条 この契約の締結に要する費用（印紙代等）は、乙の負担とする。

(信義則)

第 20 条 甲乙両者は、信義を重んじ誠実にこの契約を履行する。

(相隣関係等への配慮)

第 21 条 乙は、本物件の引き渡し以後においては、近隣住民その他第三者との紛争が生じないように留意するものとする。

(疑義等の決定)

第 22 条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、甲と乙とが協議して定める。

(管轄裁判所)

第 23 条 この契約について訴訟等が生じたときは、甲の所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とする。

この契約の締結を証するため、この契約書を 2 通作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自その 1 通を保有する。

令和 年 月 日

甲 横浜市中区日本大通 1
神奈川県知事 黒岩 祐治

乙 ○○○○○
○○○○○
○○○○○

23 物件調書

物件調書

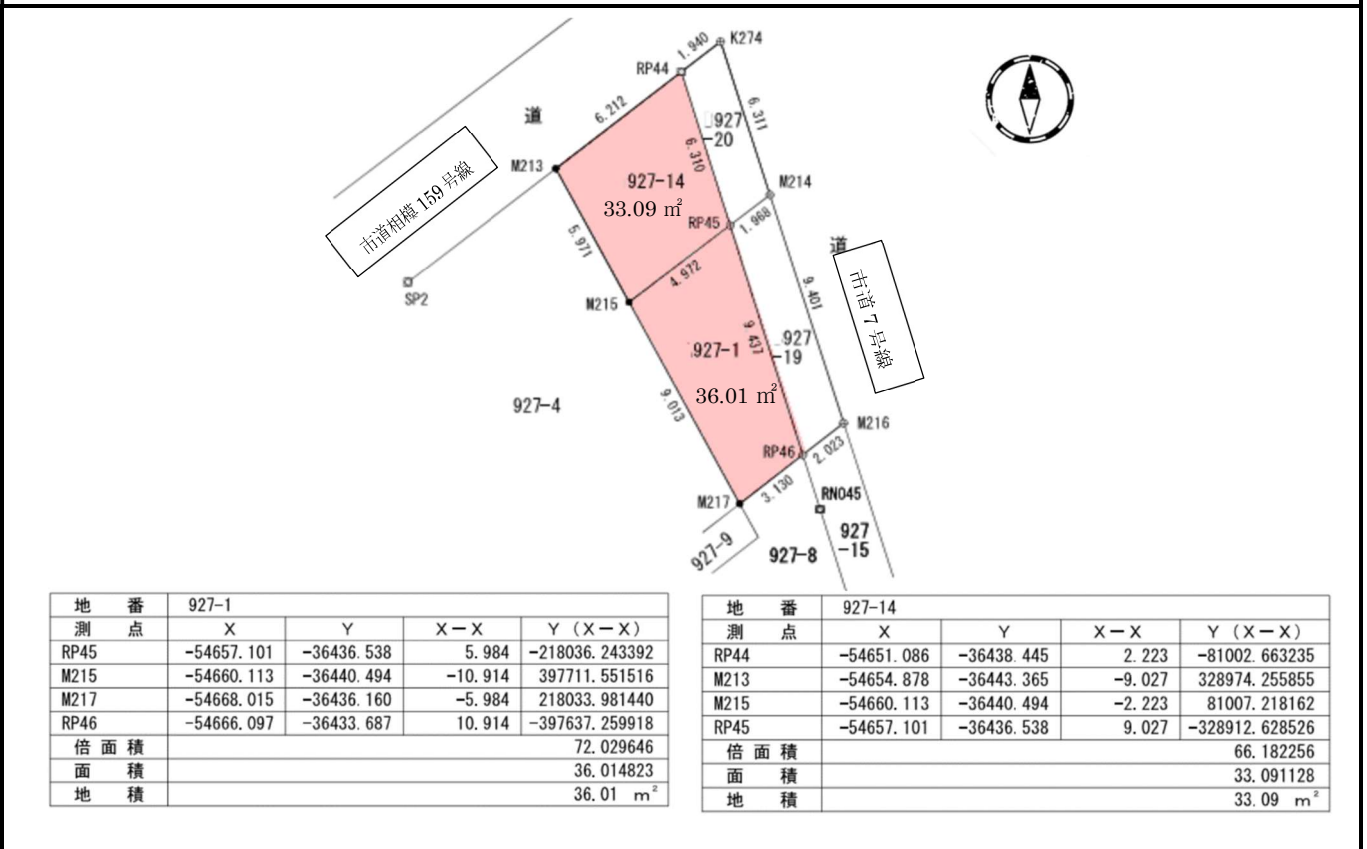
物件番号 1

物 件 名		都市計画道路 相模原二ツ塚線（旧県土整備事業用地）				
所 在 地		座間市相模が丘 5 丁目 927 番 1、927 番 14				
住 居 表 示		実施済区域（詳細は座間市にお問い合わせください。）				
地積(実測)		計69.10㎡	地 目	宅地、山林	形 状	台形
接 面 道 路 の 幅 員 及 び 構 造		東側は幅員約15mの座間市道幹線 7 号線に約15.7mほぼ等高に接します。 北側は現況幅員約4.5mの座間市道相模159号線（建築基準法第42条第 2 項の道路）に約6.2mほぼ等高に接します（詳細は座間市（建築基準法に関しては厚木土木事務所東部センターまちづくり建築指導課）にお問い合わせください。）。				
法令等に基づく制限等	都市計画法	市街化区域				
		用途地域	第 1 種住居地域			
	建築基準法	建 ぺ い 率	6 0 (※) %		容 積 率	2 0 0 %
		その他規制	準防火地域			
	文化財保護法	埋蔵文化財包蔵地域の有無	無			
	その他	※ 角地加算の建ぺい率緩和(10%)が認められる可能性があります。				
私道の負担等 に関する事項	負担の有無	無		供給処理	電 気	可
					上 水 道	可
	負担の内容	—		施設の状況	下 水 道	可
					都 市 ガ ス	可(要相談)
交 通 機 関	鉄 道	小田急小田原線「小田急相模原駅」南約0.9km、徒歩11分				
	バ ス	神奈中バス「小田急住宅前」バス停から南西約470m、徒歩 6 分				
参 考 事 項	<p>○敷地東側道路、北側道路の上水道及び下水道については、座間市上下水道局にご確認ください。上水道の敷地内引込施設の残存状況は不明です。状況に応じて移設または、除却・新設が必要です。これらの工事等の実施、費用負担等について、県は対応しません。</p> <p>○都市ガスは、北側市道沿い一宅地手前まで布設がされていますので、利用を希望する場合には供給事業者にご相談ください。</p> <p>○近隣の主な公共施設等には、座間市北出張所（約0.8km）、座間市立相模が丘小学校（約1.3km）、座間市立相模中学校（約0.6km）、東海大学付属相模高等学校（約50m）、座間市立相模が丘東保育園（約0.5km）があります。 なお、市道幹線 7 号線を挟んで南東方向にはゴルフ場が広がっています。</p> <p>○土壌汚染調査、地耐力調査は実施していません。 なお、土壌汚染対策法第6条及び第11条の区域には該当しません。</p> <p>○西側隣接の宅地境界の中心は、当該隣接地権者が所有するブロック塀のほぼ中心位置にあります。土地購入後に改修等を希望する場合には、当該地権者との間で施工費用負担等の協議をしてください。</p> <p>○本物件は、平坦な台地地盤にあり防災上の特記事項はありません。 なお、当該地のハザードマップについては、座間市のホームページで閲覧が可能です。 (https://www.city.zama.kanagawa.jp/kurashi/bousai/guide/1001665.html)</p> <p>○仮囲い（H鋼ガードレール）については、引渡しまでに県が費用を負担して撤去しますが、その他は、地表の舗装及び地中を含め現状の引渡しとなります。</p>					

案 内 図



明 細 図



24 カレンダー

10 月	入札スケジュール
1 木	
2 金	入札公告日
3 土	
4 日	
5 月	
6 火	
7 水	
8 木	
9 金	
10 土	
11 日	
12 月	
13 火	
14 水	
15 木	
16 金	現地説明会
17 土	
18 日	
19 月	
20 火	
21 水	
22 木	
23 金	
24 土	
25 日	
26 月	
27 火	
28 水	
29 木	入札参加申請に係る質問の受付期限
30 金	入札参加申込締切（必着）
31 土	

11 月	入札スケジュール
1 日	
2 月	
3 火	
4 水	
5 木	
6 金	
7 土	
8 日	
9 月	
10 火	
11 水	
12 木	
13 金	入札に係る質問の受付期限
14 土	
15 日	
16 月	
17 火	
18 水	
19 木	
20 金	
21 土	
22 日	
23 月	
24 火	
25 水	
26 木	
27 金	入札関係書類提出期限（必着）
28 土	
29 日	
30 月	

12 月	入札スケジュール
1 火	
2 水	
3 木	
4 金	開札日
5 土	
6 日	
7 月	
8 火	
9 水	
10 木	
11 金	落札候補者決定通知送付（～11 日まで）
12 土	
13 日	
14 月	
15 火	
16 水	
17 木	
18 金	誓約書等提出期限（必着）
19 土	
20 日	
21 月	
22 火	
23 水	
24 木	
25 金	
26 土	
27 日	
28 月	
29 火	
30 水	
31 木	

1 月	入札スケジュール
1 金	
2 土	
3 日	
4 月	
5 火	
6 水	
7 木	
8 金	落札決定通知送付（～8日まで）
9 土	
10 日	
11 月	
12 火	
13 水	
14 木	
15 金	
16 土	
17 日	
18 月	
19 火	
20 水	
21 木	
22 金	
23 土	
24 日	
25 月	
26 火	
27 水	
28 木	
29 金	
30 土	
31 日	

※落札決定通知後、7日以内に契約締結

※契約締結後、県の発行する納入通知書により、発行日の翌日から起算して30日以内に売買代金を納付